

レセ電通信訪2024007号  
令和6年9月3日

レセプト電算処理訪問看護システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部  
国保中央会医療保険部

看護・介護職員連携強化加算（24時間対応体制加算（看護業務の負担軽減の取組を行っている場合））に係るコードの新設について

訪問看護管理療養費の注11に規定する看護・介護職員連携強化加算については、訪問看護管理療養費の注2に規定する24時間対応体制加算の届出が行われている場合に算定可能ですが、24時間対応体制加算の「イ 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合」に係る施設基準の届出が行われており、看護・介護職員連携強化加算を算定する場合は、新設されたコードを記録することとなりますので、お知らせいたします。

なお、従前の看護・介護職員連携強化加算については名称が変更されていることを申し添えます。

<新設された訪問看護療養費コード>

訪問看護療養費コード	省略名称
550002370	看護・介護職員連携強化加算（24時間対応体制加算（看護業務の負担軽減の取組を行っている場合））

<名称変更となる訪問看護療養費コード>

訪問看護療養費コード	省略名称（変更後）	省略名称（変更前）
550001770	看護・介護職員連携強化加算（24時間対応体制加算（イ以外の場合））	看護・介護職員連携強化加算